

# 京都議定書目標達成計画の 進捗管理について

平成19年12月7日

経済産業省  
環境省

# 京都議定書目標達成計画の進捗管理について

## 京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告(抜粋)

### 3. その他

現行目標達成計画は、2010年の単年为目标として対策効果の見通しが立てられているが、議定書の遵守という観点から、約束期間の5年間全体を通して削減約束の達成の進捗管理を行えるような枠組みについて検討すべきとの意見があった。

また、現行計画では、策定後毎年、各対策について進捗状況等について点検することにより、必要に応じ施策の強化を図ることとなっている。来年から開始する約束期間においては、削減約束の遵守を確実にする観点から、対策・施策の最新の進捗状況を迅速に把握・点検し、かつ、必要に応じて対策・施策の強化や追加を行うなど計画の進行管理を適時適切に行うための方策について検討すべきとの意見があった。

さらに、個々の対策の対策評価指標と、排出削減量との関係について、更なる精査を進めるべきとの意見があった。

現行の目標達成計画では、「地球温暖化対策推進本部は、毎年、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、対策ごとに設定する対策評価指標も参考にしつつ点検することにより、必要に応じ施策の強化を図る。」とされており、改訂後の目標達成計画においても、厳格な点検を実施することが必要。

中間報告時のご意見、第1約束期間が開始すること等を踏まえ、各対策の対策評価指標及び排出削減量の実績値について、担当省庁による早期把握を推進する。また、2008年度以降に毎年度点検を実施しとりまとめる「京都議定書目標達成計画の進捗状況」においては、当該年度以降の2012年度までの温室効果ガスの対策評価指標及び排出削減量の見通し(データ入手が可能な限り各年度の見通し)等を示すため、その具体的な方法について、「京都議定書目標達成計画」見直しプロセスにおいて、政府部内で検討。

我が国全体の温室効果ガス総排出量については、実績値を可能な限り早期に把握するため、統計の集計早期化等を、関係機関に依頼。